

# 広島県土砂の適正処理に関する 条例の申請書等作成の手引

令和元年 12 月

広島県農林水産局  
森林保全課

# 目 次

I	広島県土砂の適正処理に関する条例について	・・・ p1-1
II	広島県土砂の適正処理に関する条例のしくみ	・・・ p2-1
III	広島県土砂の適正処理に関する条例の手続フロー	
	1. 土砂の搬出の届出手続フロー	・・・ p3-1
	2. 土砂埋立行為許可の手続フロー	・・・ p3-2
IV	土砂の搬出の届出手続	
	1. 土砂の搬出の届出手続（建設工事からの搬出）	・・・ p4-2
	2. 土砂の搬出の届出手続（一時たい積行為を行う土地からの搬出）	・・・ p4-8
	3. 土砂の搬出の変更届出手続	・・・ p4-13
	4. 土砂の搬出の完了（廃止）届出手続	・・・ p4-17
	5. 届出を要しない土砂の搬出の認定手続	・・・ p4-21
V	土砂埋立行為許可申請手続	
	1. 土砂埋立行為（一時たい積行為を除く）許可申請手続	・・・ p5-2
	2. 土砂埋立行為（一時たい積行為）許可申請手続	・・・ p5-26
	3. 法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為の届出手続	・・・ p5-46
	4. 土砂埋立行為変更許可申請手続	・・・ p5-49
	5. 土砂埋立行為の軽微な変更届出手続	・・・ p5-52
	6. 土砂埋立行為の着手届出手続	・・・ p5-56
	7. 土砂埋立行為の定期的な状況報告手続	・・・ p5-59
	8. 土砂埋立行為の完了（廃止）届出手続	・・・ p5-63
	9. 土砂埋立行為の承認届出手続	・・・ p5-67
	10. 土砂埋立行為譲受許可申請手続	・・・ p5-70
VI	土砂の搬出の届出及び土砂埋立行為許可後の主な留意事項	
	1. 土砂の搬出の届出後の主な留意事項	・・・ p6-1
	2. 土砂埋立行為許可を受けた後の主な留意事項	・・・ p6-2
VII	申請書等の提出窓口及び許可等の権限者	・・・ p7
VIII	土砂条例【Q&A】	・・・ p8-1

# I 広島県土砂の適正処理に関する条例について

## 1 目的

土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保すること。

## 2 責務

- (1) 発注者  
建設工事の元請負人に対して土砂の適正な処理を指示するよう努める。
- (2) 元請負人  
土砂の適正処理並びに土砂搬出経路周辺の生活の安全及び生活環境の保全に努める。
- (3) 土砂埋立行為を行う者  
土砂の崩落等を防止するとともに、土砂埋立区域周辺の生活環境の保全に配慮する。
- (4) 土地所有者  
土砂埋立行為による土砂の崩落等が発生するおそれのある場合は、土地を使用させることのないよう努める。
- (5) 県  
無秩序な土砂埋立行為を防止するための施策の総合的推進及び市町の施策の総合調整を行うとともに、市町と連携して土砂埋立行為を監視する体制の整備に努める。

## 3 土砂の搬出に係る規定

- (1) 土砂の搬出の届出  
500m<sup>3</sup>以上の土砂（一時的たい積場については500m<sup>3</sup>/月以上）を事業区域外へ搬出するときは、土砂の搬出に係る計画を定め、知事に届け出なければならない。  
[適用除外]
  - ア 採石法又は砂利採取法の認可に係る区域で採取された土砂の搬出（廃土石を除く）
  - イ 災害復旧のため必要な応急措置として行う土砂の搬出 等
- (2) 勧告等  
知事は、土砂搬出に係る各種届出の内容が適当でないと認めるときは、届出者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、知事は、届出者が勧告に従わない場合は、氏名等を公表することができる。

## 4 土砂埋立行為に係る規定

- (1) 土砂埋立行為（埋立て、盛土、たい積）の許可  
土砂埋立区域の面積が2,000 m<sup>2</sup>以上の土砂埋立行為を行う者は、土砂埋立区域ごとに知事の許可を受けなければならない。  
[適用除外]
  - ア 採石法又は砂利採取法の認可に係る区域で採取された土砂のみを用いた土砂埋立行為（廃土石を除く）
  - イ 災害復旧のため必要な応急措置として行う土砂埋立行為
  - ウ 条例施行規則で定める公益性が高いと認められる事業に係る土砂埋立行為のうち土砂の崩落等の発生のおそれがないもの
  - エ 条例施行規則で定める法令等の許可等を受けて行う土砂埋立行為であって、あらかじめ届け出たもの 等
- (2) 許可の基準等
  - ① 土地所有者及び土地に権利を有する者の同意を得ていること。
  - ② 土砂の崩落等の発生を防止するために必要な措置が講じられること。

③ 知事は、許可を行う場合は、土砂埋立区域を管轄する市町長の意見を聴くものとする。 等

### (3) 申請者及び許可事業者の義務等

① 土砂埋立区域の周辺住民に対し、土砂埋立行為の概要を周知するよう努めること。

② 土砂埋立区域の見やすい場所に標識を掲示すること。

③ 土砂埋立行為の利害関係人の求めに応じ、知事に提出した書類の写しを閲覧させること。

④ 定期的（6月ごと）に、土砂埋立行為の状況を知事に報告すること。 等

### (4) 措置命令・許可の取消等

① 知事は、許可を受けず土砂埋立行為を行った者、許可の条件に違反した者などに対し、必要な措置を取るよう命じることができる。

② 知事は、不正な手段により許可を受けた者などの許可を取り消すことができる。

③ 知事は、許可を受けず土砂埋立行為を行った者、許可の条件に違反した者などの氏名等を公表することができる。

## 5 土砂の搬入に係る規定

### (1) 土砂搬入禁止区域の指定

知事は、土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土砂埋立区域（2,000㎡未満を除く）及びその周辺の土地を、6月以内で期間を定めて、土砂搬入禁止区域として指定することができる。

### (2) 土砂の搬入の禁止等

何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならず、知事は、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した者の氏名等を公表することができる。

## 6 土地所有者の義務等

### (1) 土地所有者の義務

① 土砂埋立行為に係る同意をするときは、事業の内容を十分確認すること。

② 土砂の崩落等の発生を防止するため、土砂埋立行為の施工状況を把握するよう努めること。

③ 土砂の落等が発生し、または発生のおそれがあることを知ったときは、土砂埋立行為を行う者に対し、土砂埋立行為の中止等を求めるとともに、関係機関に通報すること。

### (2) 土地所有者等に対する指導

知事は、土砂埋立行為により土砂の崩落等が発生するおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に対し必要な指導又は助言をすることができる。

## 7 市町との関係

市町が地域の実情に応じて土砂埋立の適正処理を推進するために制定する条例について、本条例の趣旨に則したものとして知事が認めるときは、当該市町の区域には、本条例は、適用しない。

## 8 罰則

(1) 許可を受けずに土砂埋立行為を行った者などは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

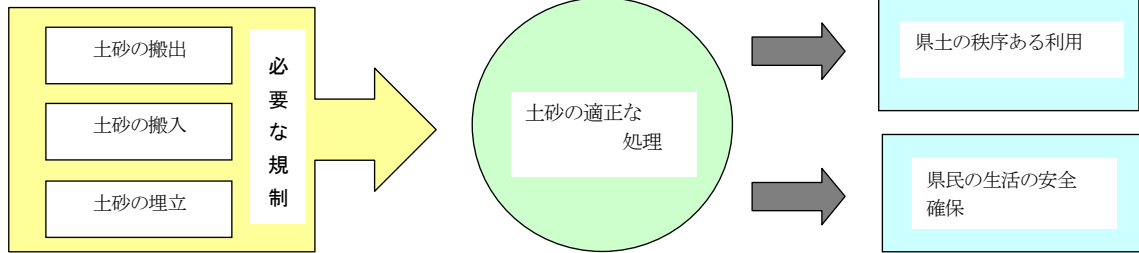
(2) 土砂埋立行為に係る知事からの措置命令に違反した者などは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(3) 土砂の搬出に係る届出をしなかった者、土砂埋立行為に係る報告をしなかった者などは、50万円以下の罰金に処する。

(4) 土砂の搬出の変更に係る届出をしなかった者などは、30万円以下の罰金に処する。

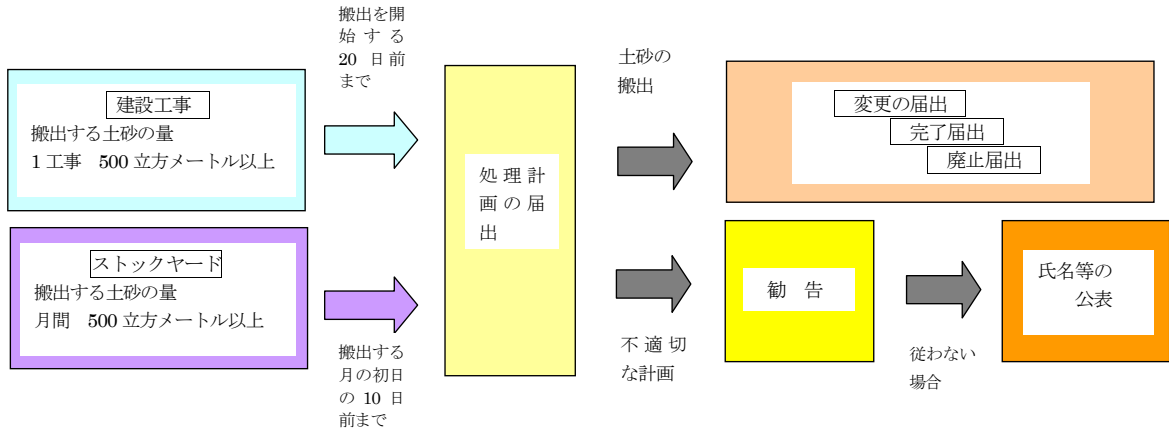
## II 広島県土砂の適正処理に関する条例のしくみ

### I 総則 (条例の目的)



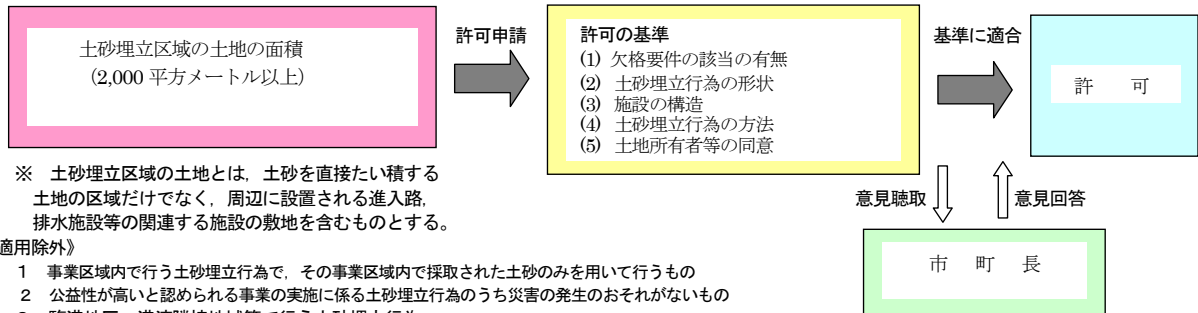
※ 土、砂、破碎石又はこれらに類するものを対象。廃棄物、汚染土壌は廃掃法、土壌汚染対策法、県生活環境保全条例等に対応

### II 土砂の搬出



### III 土砂埋立行為

#### 1 土砂埋立行為 (埋立て、盛土等の土砂のたい積行為) の許可

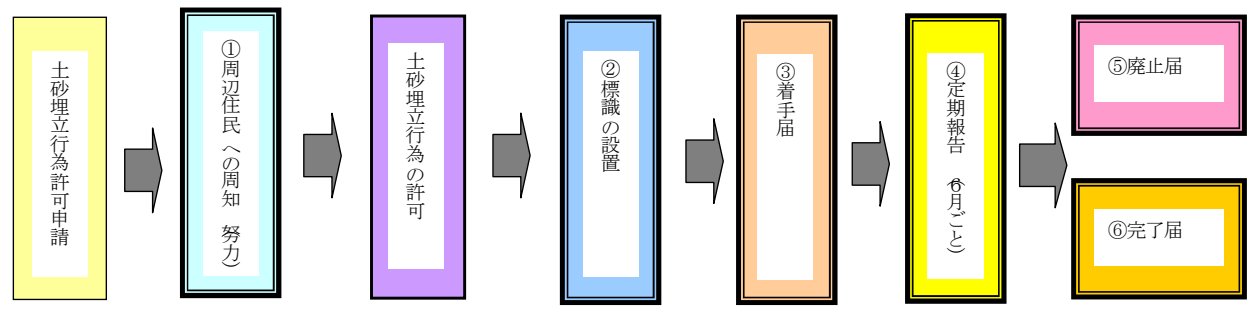


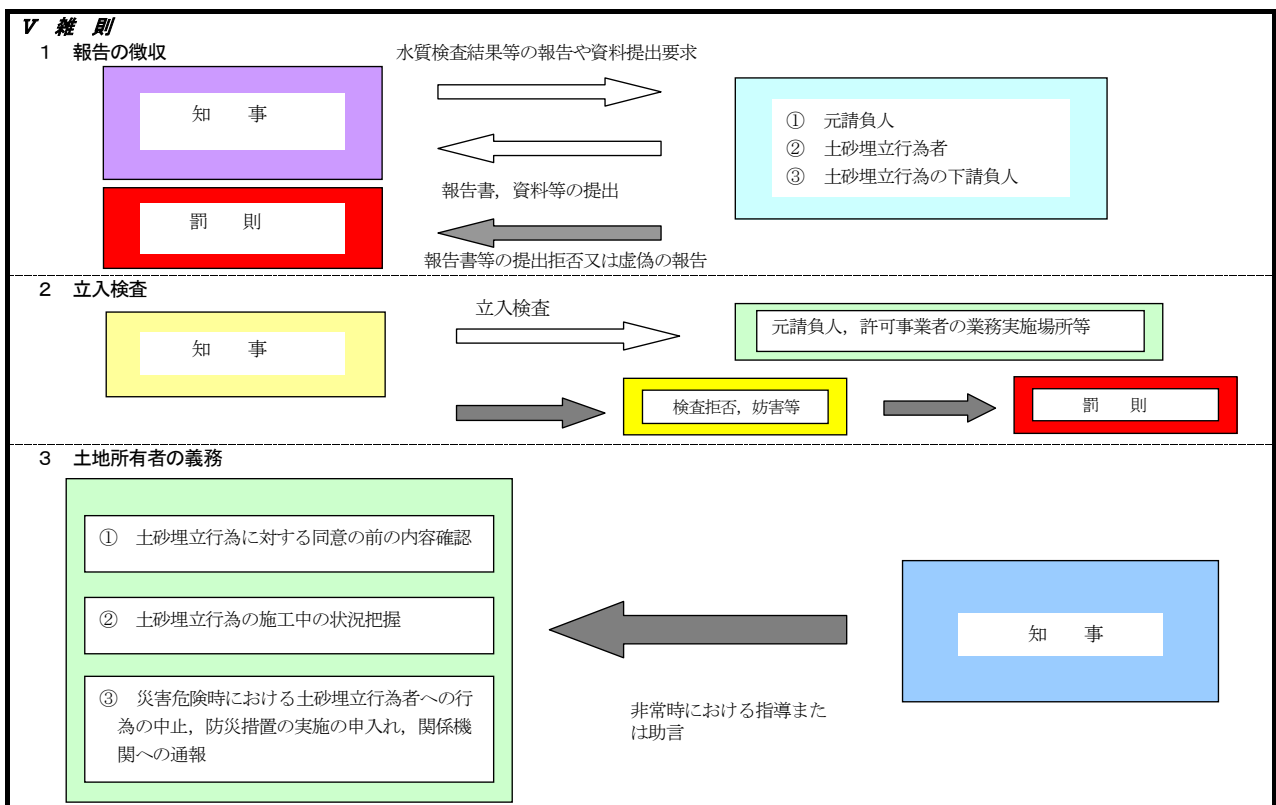
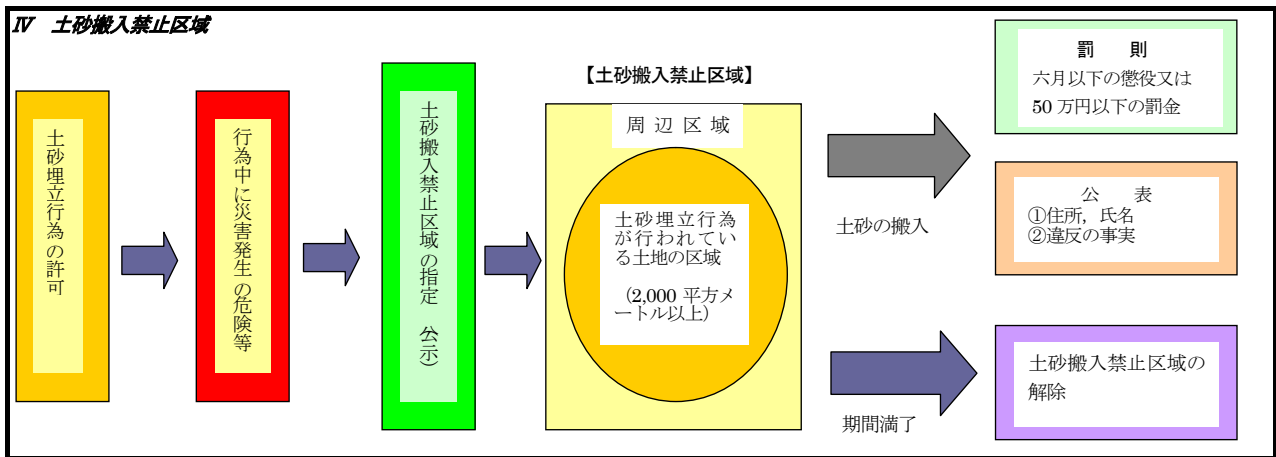
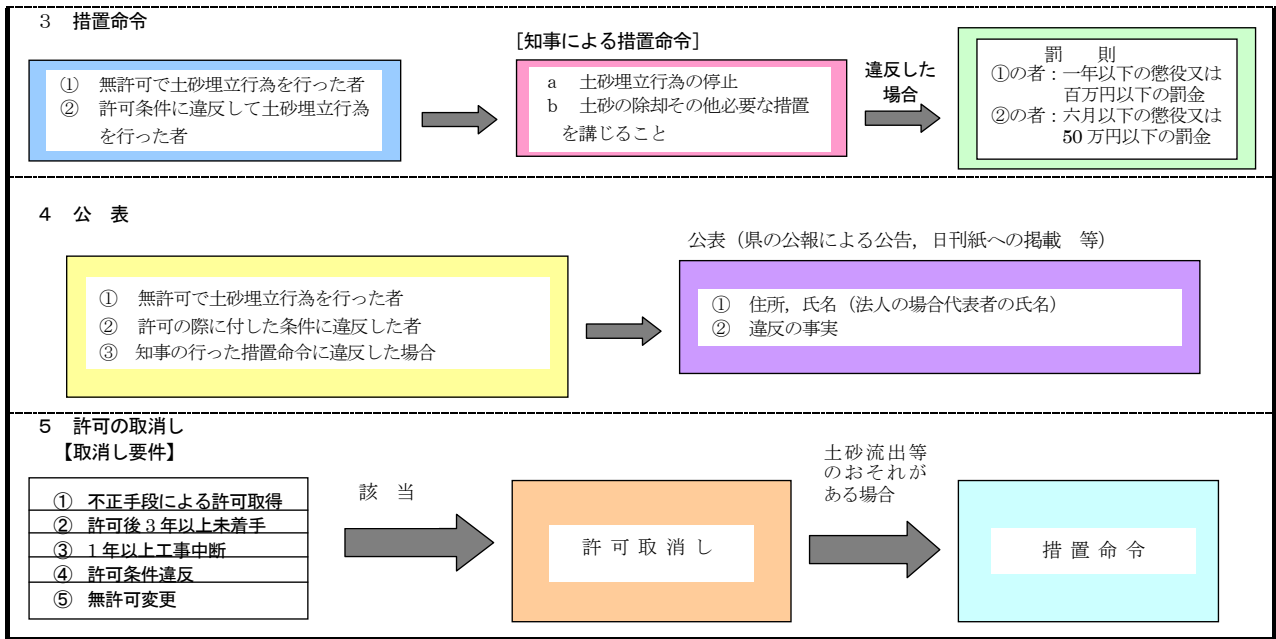
※ 土砂埋立区域の土地とは、土砂を直接たい積する土地の区域だけでなく、周辺に設置される進入路、排水施設等の関連する施設の敷地を含むものとする。

#### 《適用除外》

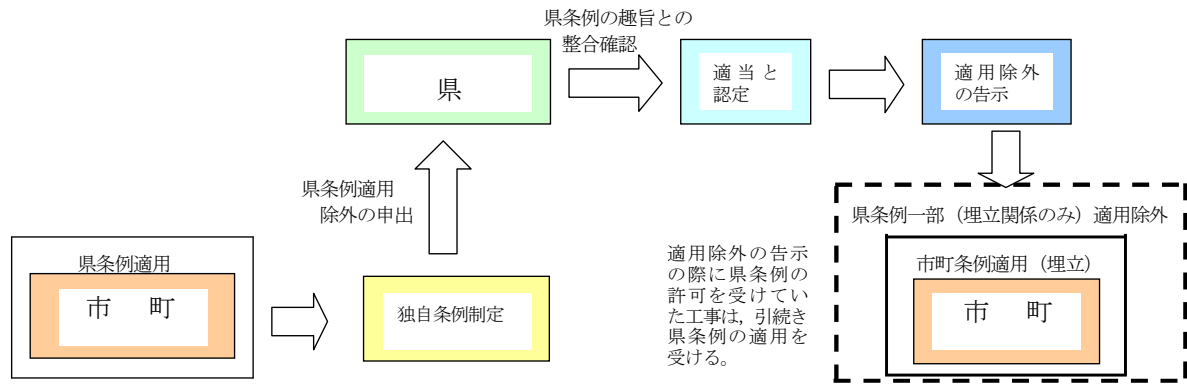
- 1 事業区域内で行う土砂埋立行為で、その事業区域内で採取された土砂のみを用いて行うもの
- 2 公益性が高いと認められる事業の実施に係る土砂埋立行為のうち災害の発生のおそれがないもの
- 3 臨港地区、港湾隣接地域等で行う土砂埋立行為
- 4 採石法・砂利採取法の認可区域から採取された土砂（廃土、廃石を除く）のみを用いて行う土砂埋立行為
- 5 災害復旧の応急措置として行うもの
- 6 都市計画法、宅地造成等規制法等、他法令の許認可を受けた行為で、知事に届け出たもの
- 7 その他規則で定める行為

#### 2 許可事業者の義務

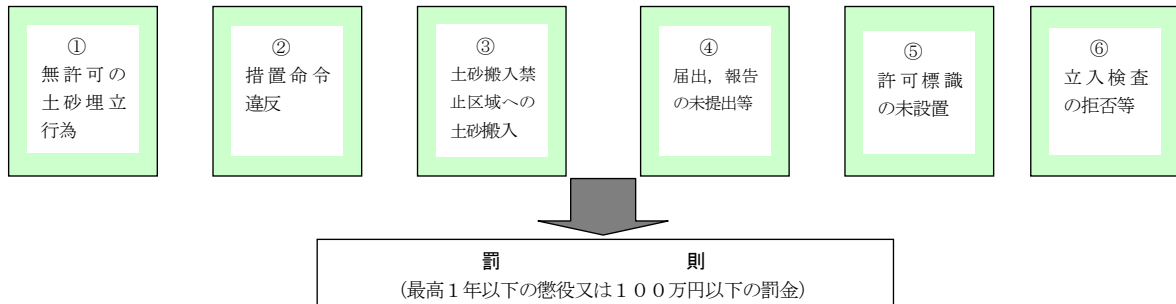




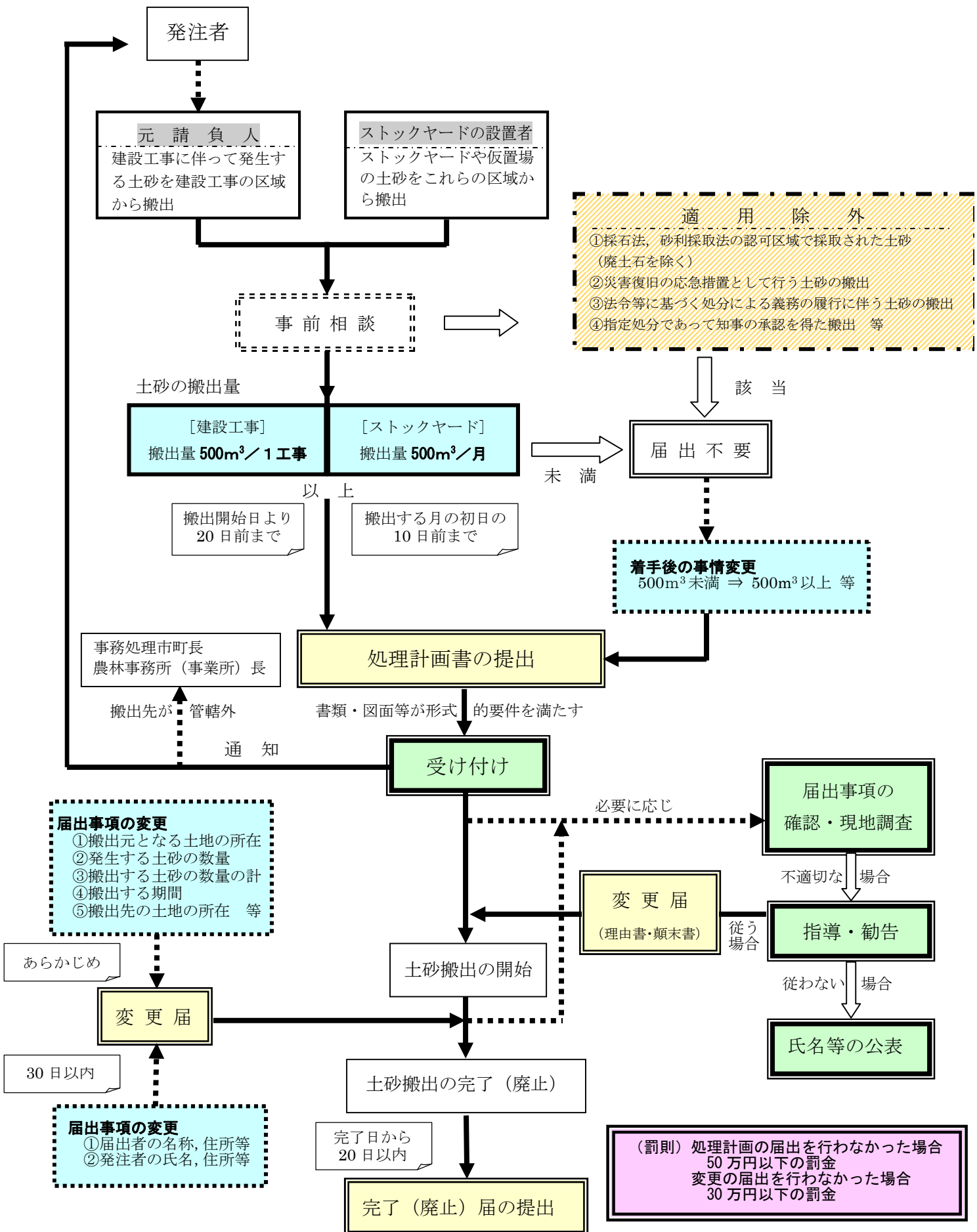
4 市町との関係



VI 罰則



# 1. 土砂の搬出の届出 手続フロー





## 2. 土砂埋立行為許可 手続フロー

